

令和4年1月末まで

江南市

R3.3.18

## 後付安全運転支援装置設置促進事業

高齢者による交通事故の抑止を図るため、所有する自家用の自動車に後付けする安全運転支援装置の購入・設置費用の一部を助成します。

### 【補助対象期間】

令和3年4月1日購入設置分から令和4年1月31日まで

### 【対象者】

- ・令和3年度に満65歳以上になる方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）
- ・有効な運転免許証を有している方
- ・江南市の住民基本台帳に記載されている方

### 【補助対象車両】（対象者1人につき1台）

- ・自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一である自家用車

### 【補助対象安全運転支援装置】

- ・国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進抑制装置）を、県内の一般社団法人次世代自動車振興センターが認定した「後付け装置取扱事業者」で購入・設置したもの

### 【補助金の額】

（この補助金には一部愛知県の補助金も含まれています。）

- ・装置を購入し、設置するために要する費用の5分の4

上限金額 障害物検知機能付き（センサー有り） 32,000円

障害物検知機能無し（センサー無し） 16,000円

【お問合せ】 江南市役所 都市整備部 防災安全課 交通防犯G

電話 0587-54-1111 内線153

FAX 0587-54-1411

## 【手続き】

### ① 装置の購入・設置をする前に

- ・事業者にて、安全運転支援装置の事前説明、見積りを受けてください。

### ② 防災安全課に交付申請書（様式1）と添付書類の提出

- ◆自動車検査証の写し ◆運転免許証の写し ◆見積書の写し

### ③ 交付決定通知書を受取後、事業者にて、購入、設置

### ④ 防災安全課へ実績報告書（様式5）と添付書類の提出

- ◆請求内訳書の写し ◆領収書の写し ◆販売・設置証明書（様式6）

**注意** 令和4年1月31日までに提出してください。

### ⑤ 確定通知書を受取後、請求書（様式8）の提出

- ・すみやかに、請求書をご提出ください。

※令和3年4月1日以降で既に購入設置された方も対象となる場合がありますので、江南市役所防災安全課までお問い合わせください。

## 【安全運転支援装置取扱事業者】

一般社団法人次世代自動車振興センターが認定し、かつ愛知県内に店舗等を有する事業者が対象です。

詳しくは一般社団法人次世代自動車振興センターのHPをご覧ください。

（一般社団法人次世代自動車振興センターHPはこちら <http://www.cev-pc.or.jp/>）

市内では、以下の店舗等で取り扱いが可能です。（令和3年3月18日現在）

### ○障害物検知機能付き（センサー有り）踏み間違い急発進抑制装置等

- ・それぞれのディーラーにご確認ください。

※性能認定を受けているメーカー（トヨタ、ダイハツ、スズキ、マツダ、スバル、ホンダ、三菱、日産）

### ○障害物検知機能のない（センサー無し）踏み間違い急発進抑制装置

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| ・イエローハット江南店              | ・クリキコーポレーション(株)    |
| ・名古屋トヨペット(株)江南店          | ・名古屋トヨペット(株)江南木賀店  |
| ・(株)林自動車整備工場             | ・(株)ホンダカーズ愛知江南赤童子店 |
| ・(株)ホンダカーズ愛知 U-Select 江南 | ・(株)GTS            |
| ・江南自動車販売(株)              | ・(株)江南スバル          |
| ・(有)モンテオートサービス           | ・弘盛自動車(有)          |
| ・今井自動車(株)                |                    |

※店舗によって、取り扱いの装置が異なります。